

関係機関との協議結果

県・市	担当課	意 見	対 応
鹿沼市	総合政策部	意見なし	
鹿沼市	行政経営部	意見なし	
鹿沼市	市民部	意見なし	
鹿沼市	保健福祉部	意見なし	
鹿沼市	こども未来部	意見なし	
鹿沼市	経済部	意見なし	
鹿沼市	都市建設部	意見なし	
鹿沼市	環境部	環境課 環境保全係 ・事業活動に伴って騒音・振動・悪臭や照明光等苦情が有った場合は、対策を苦情者と協議してください。 資源循環課 資源循環推進係 ・建設予定地周辺に既存のごみステーションがあり、撤去・移動等される場合は、各ステーション管理者、利用者、周辺住民への説明及び市との事前協議をしてください。 ・事業活動に伴う一般廃棄物及び一部産業廃棄物を直接クリーンセンターに搬入する場合「鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び「同施行規則」を順守してください。	・騒音・振動・悪臭等で苦情が発生した際には発生源対策を含め、誠意を持って対応いたします。 ・ごみステーションを撤去又は移動する際には、ステーション管理者、利用者、周辺住民への説明を行うとともに、市と事前協議を行います。 ・店舗から排出される一般廃棄物や産業廃棄物をクリーンセンターに搬入する際には、「鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び「同施行規則」を順守いたします。
鹿沼市	上下水道部	企業経営課 料金係 ・公共下水道に接続する場合には、下水道事業における受益者負担金について企業経営課と協議してください。 下水道課 下水道整備係 ・公共下水道を利用する場合や、排水設備等の工事を行う場合は、下水道整備係と協議してください。 水道課 給水係 ・配水管から給水する場合や、給水装置工事を行う場合は、水道課給水係と協議してください。	・公共下水道に接続する際には、下水道事業における受益者負担金について企業経営課と協議を行います。 ・公共下水道を利用する場合や、排水設備等の工事を行う際には、下水道整備係と協議を行います。 ・配水管から給水する場合や、給水装置工事を行う際には、水道課給水係と協議を行います。
鹿沼市	教育委員会事務局	学校教育課 学校教育係 ・申請地近隣の道路は通学路であるため、関係車両等の運行の際には、注意してください。 文化課 文化財係 ・当該区域には、周知の埋蔵文化財包蔵地は所在していないため 事業に支障はないが、工事中新たに遺跡と思われるものを発見した場合には、速やかに教育委員会まで届出し、協議してください。	・来店車両や関係車両等が申請地へ入出庫する際には、横断歩行者への安全確認を促してまいります。 ・工事中に遺跡と思われるものを発見した際には、速やかに教育委員会に届出し、協議いたします。

鹿沼市	消防本部	予防課 指導保安係 ・建物を建築する場合、消防法に基づく消防設備等を設置し、設置届出後、消防検査を受けてください。 ・変電設備を設置する場合は、火災予防条例に基づき設置し、設置する前にあらかじめその旨を消防長に届け出てください。 ・危険物を貯蔵及び取扱う場合は、消防法令に適合させ、届出または許可申請をしてください。 ・その他、消防法令等に適合させ、維持管理してください。 警防救急課 警防係 ・建物を設置する場合、開発行為に伴う消防水利の設置に関する協議をしてください。	・消防法に基づく消防設備等を設置して、設置届出した後、消防検査を受けます。 ・変電設備を設置する際には、その旨を消防長に届出して、火災予防条例に基づき設置いたします。 ・危険物を貯蔵及び取扱う際には、消防法令に適合させ、届出又は許可申請を行います。 ・消防法令等に適合させ、維持管理を行います。 ・開発行為に伴い、消防水利の設置に関する協議を行います。
栃木県	地域振興課	・国土利用計画法第23条第1項に基づく届出の可否について、鹿沼市都市計画課に確認してください。	・国土利用計画法第23条第1項に基づく届出の可否について、鹿沼市都市計画課に確認を行いました（2025. 08. 21）。
栃木県	県民協働推進課	・酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20歳未満の者に販売しないようお願いします。 ・図書类等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年（18歳未満の者）には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所には有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示（大きさ30cm×15cm）を行ってください。	・酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行います。 ・図書类等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う際には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、青少年には閲覧・販売等は行わないよう必要な措置を行います。また、陳列箇所には有害図書類を青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示を行います。
栃木県	環境保全課	・出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には、速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いします。（回答不要） ・3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合、工事着手30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出が必要になります。所管する県西環境森林事務所環境対策課（0288-23-1000）と協議してください。	・土地の形質変更届出を行う際には、県西環境森林事務所環境対策課に届出を行います。 届出予定日：2025. 09. 15
栃木県	資源循環推進課	・栃木県では令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までを計画期間とする資源循環推進計画を策定し、廃棄物の排出抑制を第一にした上で、リサイクルの促進など循環型社会の形成を推進するための施策を展開することとしております。出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解	・食品ロスの削減等、廃棄物の排出を抑制するとともに、エコマークの認定商品等の取扱い拡充等、循環型社会の形成に資する取組について検討いたします。

		いただき、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。 ・栃木県では令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、「てまえどり」の積極的周知等により食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。	・食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用等、食品ロス削減に取り組んでまいります。
栃木県	交通政策課	・新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。	・オープンに伴い、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応を行います。
栃木県	道路整備課	・道路法第十五条（都道府県道の管理）のうち、新設、改築の観点から意見なし。	—
栃木県	道路保全課	意見なし	—
栃木県	上下水道課	・汚水排水計画及び雨水排水計画について鹿沼市担当課と協議してください。（回答不要）	—
栃木県	都市政策課	＜景観づくり担当＞ ・鹿沼市景観計画に基づく行為の届出の要否について、鹿沼市都市計画課と協議してください。 ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、鹿沼市都市計画課と協議してください。 （協議先：鹿沼市都市計画課0289-63-2209） ＜計画担当＞ ・当該地は都市計画道路3・4・211号鹿沼駅東通りが都市計画決定されていますので、都市計画法第53条に基づく建築の許可について鹿沼市建築指導課と協議してください。（協議先：鹿沼市建築指導課0289-63-2242） ・自動車の駐車のに供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、鹿沼市	・鹿沼市景観計画に基づく行為の届出について、鹿沼市都市計画課と協議を行いました。 協議日：2025.07.03 ・栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、鹿沼市都市計画課と協議を行いました。 協議日：2025.06.17 ・都市計画法第53条に基づく建築の許可について、鹿沼市建築指導課と協議を行いました。 協議日：2025.07.03 ・鹿沼市建築指導課及び都市計画課に確認いたしました。 協議日：2025.05.28

		建築指導課に確認してください。 (協議先：鹿沼市建築指導課 0289-63-2242) ・駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針(犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針)」に基づく措置を講じるよう努めてください。 (協議先：鹿沼市建築指導課0289-63-2242) ＜開発指導担当＞ ・都市計画法における開発許可等の要否について、鹿沼市都市計画課と協議してください。 (協議先：鹿沼市都市計画課0289-63-2215) ＜盛土安全推進班＞ ・盛土規制法の許可等の要否について、栃木県都市政策課と協議してください。 (協議先：都市政策課盛土安全推進班 028-623-2801)	・栃木県安全で安心なまちづくり推進指針(犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針)を参考に防犯対策に努めてまいります。 ・開発許可等の要否について、鹿沼市都市計画課と協議を行いました。 協議日：2025. 07. 03 ・都市政策課盛土安全推進班と協議を行いました。 協議日：2025. 07. 11
栃木県	都市整備課	意見なし	—
栃木県	建築指導課	・建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、鹿沼市都市建設部建築指導課(TEL:0289-63-2242)と協議願います。なお、建築確認申請に関しては、指定確認検査機関との協議でも支障ありません。	＜各申請等提出先・提出予定日＞ ●建築確認申請 提出先：UDI確認検査株式会社 提出予定日：2026. 01. 10 ●建築物省エネ法適合判定 提出先：UDI確認検査株式会社 提出予定日：2026. 01. 10 ●建設リサイクル法届出 提出先：栃木県庁 提出予定日：2026. 01. 15 ●バリアフリー法 適用なし ●栃木県ひとにやさしいまちづくり条例届出 提出先：鹿沼市 建築指導課 提出予定日：2025. 09. 10
栃木県	警察本部 交通規制課	・令和7年7月25日、事前協議終了。 ・今後、乗入れの位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。	・今後、乗入れ口の位置等に変更が生じた場合は、関係機関と再協議いたします。
栃木県	経営支援課	意見無し	—